「航空自衛隊芦屋基地における展示即売会の設置及び経営」
募集要領

令和８年１０月
航空自衛隊第３術科学校業務部業務課

募集要領

１　概要

航空自衛隊芦屋基地における隊員の利便性を確保するため、厚生センターにおいて展示即売店を設置し、経営を行う業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

２　応募資格

(1)　防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。

(2)　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。

(3)　本要領に掲げる事項のほか、別添「仕様書」に定める条項を遵守できる者であること。

３　設置条件

(1)　設置方法

国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可による。

国有財産使用料年額は、別途指示する。

(2)　施設の所在地及び名称

ア　所在地：福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋１４５５－１

イ　施設名：航空自衛隊芦屋基地厚生センター（多目的ホール等）

(3)　その他

詳細は、別添「仕様書」のとおり。

(4)　連絡先：航空自衛隊芦屋基地　第３術科学校業務部業務課厚生班　担当者　三浦

電　話０９３－２２３－０９８１（内線２７６）

ＦＡＸ０９３－２２３－０９８１（内線５９１）

（土日祝日及び午後１時～２時を除く。）

４　公募説明会（募集要領、仕様書等説明会）

参加を希望する業者は、令和８年１１月１３日（金）午後４時までに業者名、出席者氏名（２名以内）、連絡先を以下の担当者まで連絡すること。公募説明会に欠席した場合は、公募への参加を認めない。

(1)　開催日時

令和８年１１月１８日（水）午前１０時（午前９時１０分から入門受付を開始し、なお、入門受付時間より前の入門は不可。１０分前までに入室すること。）

(2)　開催場所

航空自衛隊芦屋基地厚生センター２階図書室

(3)　携行品

身分証明書（顔写真付き）、募集要領

(4)　連絡先

〒８０７－０１３３

福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋１４５５－１

航空自衛隊芦屋基地　第３術科学校業務部業務課厚生班　担当者　三浦

電話　０９３－２２３－０９８１（内線２７６）

５　応募手続等

⑴　申請書等の提出

設置を希望する者は令和８年１１月２７日（金）午後４時（必着）までに次のとおり定められた書類を提出し、応募すること。

なお、提出された書類は返却しない。また、官側が必要と認めた場合、自治体、警察、消防及びその他関連機関等に内容（個人情報を含む。）を通知する場合がある。

ア　提出書類

(ｱ)　申請書（別紙様式第１）１部

公募に参加する必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（各１部）

ａ　登記簿謄本（発行後３か月以内のもの）
個人である業者にあっては、戸籍抄本

ｂ　営業経歴書

ｃ　財務諸表

(a)　法人：直近の(申請日直前１年以内に確定した)貸借対照表、損益計算書収支計算書、決算報告書（収支内訳書を含む。）の写し

(b)　個人：直近の(申請日直前１年以内に税務署に提出した)所得税青色申告決算書（一式）の写し

ｄ　納税証明書（発行後３か月以内のもの）※税務署で取得

(a)　法人：その３の３（法人税及び消費税及地方消費税について未納税額がない証明用）

(b)　個人：その３の２（申告所得税及復興特別所得税及び消費税及地方消費税について未納税額のない証明用）

ｅ　会社概要（任意様式及びパンフレット可）

ｆ　誓約書（別紙様式第２､別紙様式第３）

ｇ　役員名簿（別紙様式第４）

ｈ　都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（直近のもの）

ｉ　食品衛生法による行政処分の有無の証明書（直近の３年間）

ｊ　食品衛生監視票

ただし、防衛省競争参加資格（全省統一資格）を有する者は、前ａ、ｂ、ｃ及びｄに定める書類を資格審査結果通知書の写しに代えることができる。また、前ｈ、ｉ、ｊは必要な業種に限る。

なお、関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。

(ｲ)　企画提案書（別紙様式第５）１部

次の事項については、必ず記載又は資料を添付すること。

なお、様式は任意のものでも可とするが、ホッチキス止め等の簡単な装丁をすること。

ａ　主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第６）及びそのカタログ（カタログは任意）

ｂ　出店希望日・営業時間（別紙様式第７）

ｃ　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置

ｄ　衛生管理の方法（感染症防止策を含む。）

ｅ　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

ｆ　会社概要

ｇ　芦屋基地における営業方針（職員が利用する際の利点）
ｈ　その他のアピールポイント（防衛省における営業方針等）

イ　提出先

〒８０７－０１３３
福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋　１４５５－１
航空自衛隊芦屋基地第３術科学校業務部業務課厚生班　担当者　三浦
電　話：０９３－２２３－０９８１　（内線２７６）
（土日祝日及び午後１時～２時を除く。）

(2)　応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア　提出書類が 期限までに提出されなかった場合
イ　提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
ウ　提出書類等に虚偽の記載があった場合
エ　審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
オ　防衛省に支払う国有財産使用料及び光熱水料を滞納している場合
カ　その他、違反と認められる場合

(3)　提案修正の禁止

原則として、提出書類の変更（修正、差し替え、削除及び追加）を禁止する。

6　選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、決定する。
なお、必要に応じ全部又は一部の応募者に対して、企画説明を求める場合がある。その際の日程等は、別途連絡する。

7　業者決定

(1)　決定業者の発表日及び掲示場所

発表日：令和８年１２月１０日（木）予定
通知方法：業者の決定は、基地ホームページにより発表する。

(2)　決定業者説明会日時及び場所

日時：令和８年１２月１５日（火）午前１０時
場所：航空自衛隊芦屋基地厚生センター２階図書室

8　出店日

出店日は、応募者の要望に基づき、基地及び部隊状況を踏まえて決定する。また、応募者の要望が重複した場合については、協議及び調整をした上で決定する。

9 使用可能日

使用年月	使　用　可　能　日	
令和９年４月 ～ 令和１０年３月	４月	２日(金)、 ６日(火)、 ９日(金)、13 日(火)、⑯日(金)、20 日(火)、23 日(金)、27 日(火)、30 日(金)
	５月	７日(金)、11 日(火)、14 日(金)、⑱日(火)、21 日(金)、25 日(火)、28 日(金)
	６月	１日(火)、 ４日(金)、 ８日(火)、11 日(金)、15 日(火)、⑱日(金)、22 日(火)、25 日(金)、29 日(火)、㉚日(水)
	７月	２日(金)、 ６日(火)、 ９日(金)、13 日(火)、⑯日(金)、20 日(火)、23 日(金)、27 日(火)、30 日(金)
	８月	３日(火)、 ６日(金)、⑱日(水)、20 日(金)、24 日(火)、27 日(金)、31 日(火)
	９月	３日(金)、 ７日(火)、10 日(金)、14 日(火)、⑰日(金)、21 日(火)、24 日(金)、28 日(火)
	10 月	１日(金)、 ５日(火)、 ８日(金)、12 日(火)、15 日(金)、⑱日(月)、19 日(火)、22 日(金)、26 日(火)、29 日(金)
	11 月	２日(火)、 ５日(金)、 ９日(火)、12 日(金)、16 日(火)、⑱日(木)、19 日(金)、26 日(金)、30 日(火)
	12 月	３日(金)、 ７日(火)、⑩日(金)、14 日(火)、⑰日(金)、21 日(火)、24 日(金)
	１月	７日(金)、11 日(火)、14 日(金)、⑱日(火)、21 日(金)、25 日(火)、28 日(金)
	２月	１日(火)、 ４日(金)、 ８日(火)、15 日(火)、⑱日(金)、22 日(火)、25 日(金)、29 日(火)
	３月	３日(金)、 ７日(火)、10 日(金)、14 日(火)、⑰日(金)、21 日(火)、24 日(金)、28 日(火)、31 日(金)

○数字は、俸給日等を示す。

別紙様式第１

申　請　書

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊芦屋基地司令　殿

郵 便 番 号：（〒　　）
所　在　地：

ふりがな
商号又は名称：
ふりがな
代表者の氏名：

連絡先
ふりがな
担当者氏名：
電　　話：
Ｆ　Ａ　Ｘ：

福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋１４５５－１に所在する航空自衛隊芦屋基地厚生センター多目的ホール等において、展示即売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

１　申請を行う展示即売会の種類：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　添付書類

(1)　戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本）
(2)　営業経歴書
(3)　財務諸表（直近のもの）
(4)　法人税又は所得税に関する納税証明書（直近のもの）
(5)　会社概要（任意様式、パンフレット可）
(6)　誓約書（別紙様式第２、別紙様式第３）
(7)　役員名簿（別紙様式第４）
(8)　都道府県知事の発行した営業許可書の写し
(9)　食品衛生法による行政処分の有無の証明書（直近の３年間）
(10)　食品衛生監視票

ただし、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者は、（１）、（２）、（３）及び（４）に定める書類を資格審査結果通知書の写しに代えることができる。また、（８）、（９）、(10) は必要な業種に限る。

注：（１）、（２）、（３）及び（４）に定める書類を資格審査結果通知書の写しに代える場合は、（１）、（２）、（３）、（４）項目を二本線で抹消すること。また、（８）、（９）、(10)を要しない場合も同様とする。
商号又は名称、代表者、担当者氏名に「ふりがな」を記入する。

別紙様式第２

誓　　約　　書

□　私
□　当社
は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。以下同じ。）であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式２０により変更後の役員名簿を提出します。
２　公序良俗に反する使用等
　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、賃付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。
３　警察への通報等
(1)　賃付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜 査上必要な協力を行うこと。
(2)　(1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
※２：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

航空自衛隊芦屋基地司令　殿

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称

別紙様式第３

誓　　約　　書

□　私
□　当社
は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。
　この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方として不適当な者
(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。以下同じ。）であるとき。
(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式２０により変更後の役員名簿を提出します。
２　公序良俗に反する使用等
　暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、賃付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃貸権を譲渡すること。
３　警察への通報等
(1)　賃付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜 査上必要な協力を行うこと。
(2)　(1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１：社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。
※２：政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者。

防衛省所管国有財産部局長
　九州防衛局長　殿

令和　年　月　日

住所又は所在地

氏名又は名称

別紙様式第４

（令和　　年　　月　　日現在）

役　員　名　簿				
名称又は商号				
所　在　地				
役　職　名	（ふりがな） 氏　　名	生年月日	性別	住　　所

注：１　役員が変更の都度、提出してください。

　　２　生年月日は、和暦で記入してください。

別紙様式第５

企　画　提　案　書

会　社　名：

１　主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第６）及びそのカタログ（カタログは任意）
２　出店希望日・営業時間（別紙様式第７）
３　従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（２００字基準）
４　衛生管理方法（感染症防止策を含む。）（２００字基準）
５　クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（２００字基準）

6　会社概要

(1)　本社所在地

(2)　設立年月日

(3)　資本金

(4)　社員数

(5)　店舗数

(6)　売上高

7　芦屋基地における営業方針（職員が利用する際の利点）（２００字基準）

8　その他のアピールポイント（２００字基準）

別紙様式第６

主な販売予定商品・販売価格表

会　社　名：

メーカー名	商品名	販売価格 （円）※税込み	市場価格 （円）※税込み

別紙様式第７

出店希望日・営業時間
（必ず使用する日程のみ記入すること。）

会　社　名：

	出店希望日	営業時間
令和９年　４月		
令和９年　５月		
令和９年　６月		
令和９年　７月		
令和９年　８月		
令和９年　９月		
令和９年１０月		
令和９年１１月		
令和９年１２月		
令和１０年１月		
令和１０年２月		
令和１０年３月		
合計出店希望日数	日	

仕　様　書

1　業務件名
航空自衛隊芦屋基地厚生センター多目的ホール等における展示即売店の設置及び経営

2　業務内容
展示即売会店の設置及び経営の業務

3　募集業種
自衛隊内での販売にふさわしいと認められるもので、芦屋基地委託売店と競合する同一品目以外のもの。

区分	販売可能品	販売不可品
(例) 食品	1　業者オリジナルの和、洋菓子、ドーナツ等の菓子類及びパン、飲料品 2　野菜、果物、特産品	食堂及びコンビニ店と競合する一般的に流通している弁当、おにぎり、麺類、飲料水及びアルコール類（贈答用を除く。）
物品	1　スポーツ用品（スポーツ器具、ウェア、靴、武道具類等） 2　電気製品、携帯電話機 3　アウトドア用品 4　貴金属、時計、眼鏡、雑貨等 5　チケット	1　自衛隊訓練、演習用品 2　一般的な書籍 3　自衛隊グッズ 4　たばこ

※上表により判断し難い品目については、官側にて審議する。

4　相手方の決定
本業務を行う者については、航空自衛隊芦屋基地司令（以下「甲」という。）が決定する。

5　国有財産の使用許可
(1)　本業務を行う者は、展示即売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
(2)　国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長 九州防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
(3)　次の各号に該当する場合は使用許可を取り消し、又は変更することがある。
ア　国が使用財産を使用するとき。
イ　国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
(4)　使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。
また、この場合丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

6　丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
(1)　業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
(2)　業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。

(3)　国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4)　本仕様書の全記載事項を遵守できること。

7　国有財産使用料

丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。

なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

8　光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算定した本業務に要する光熱水料（電気料金）を負担しなければならない。なお、光熱水料は、歳入徴収官が指定する期日までに支払うこととし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

9　設置場所

展示即売店の設置場所については、国有財産使用許可書において、乙が指定するものとする。

10　販売期間

令和９年４月１日～令和１０年３月３１日までのうち、甲と丙が協議して決定する日とする。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

注：設置、撤去に要する期間は使用許可期間に含む。

11　営業時間

原則として午前１０時～午後４時半までとし、準備及び片付けの時間を含むものとする。それ以外は甲等と丙が任意又は別途協議して決定する。

12　費用負担

本業務に伴う展示即売会の設置、移設及び撤去にかかる費用は、丙の負担とする。

13　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

14　管理責任

(1)　丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2)　丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3)　営業に際し、消毒等の感染防止対策を確実に講じなければならない。

15　衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

16　情報保全の遵守

(1)　丙は、甲、乙及び担当職員（以下、「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で見聞又は認識した情報の一切。）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に示してはならない。

(2)　丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

17　損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

18　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、３か月前に甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する国有財産使用料及び仕様物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

19　業務仕様

(1)　丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。

(2)　本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。

(3)　丙は、航空自衛隊芦屋基地内への出入り及び庁舎並びに施設への立ち入りについては、航空自衛隊芦屋基地及び庁舎並びに施設で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない庁舎並びに施設へは、立ち入らないこと。

(4)　丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他経費を負担しなければならない。

(5)　丙は、販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。

(6)　営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売商品を取り扱うこと。

(7)　丙は、故障及び商品の暇庇（かし）等について展示即売会利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(8)　丙は、販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、展示即売会設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(9)　丙は、レジ袋の無料配布及び販売を禁止するものとする。

(10)　丙は、展示即売会の設置及び経営により生じたゴミを回収すること。

(11)　丙は、展示即売会の毎月の販売数量及び売上金額（付紙様式第１）を、翌月１０日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書（付紙様式第２）を翌年４月末日までに担当職員に提出すること。

(12)　丙は、本業務の従事者に係る書類(履歴書（写し))、又は担当職員の指示する書類を提出しなければならない。

(13)　本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員と丙の間で協議する。

20　仕様書の細部

(1)　設置場所は、厚生センター多目的ホール等とし、使用する場合は、多目的ホール等の使用可能日で、各日１区画（４．５㎡）を基準とし、最大２区画までとする。

(2)　展示即売店の営業日は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までのうち、厚生センター多目的ホール等の使用可能日を基準とするが、それ以外は甲等と丙が任意又は別途協議して決定する。

(3)　その他の営業条件は次のとおりとする。

ア　火気の使用は許可しないものとする。

イ　甲等からの水道の供給は一切しないものとする。

ウ　緊急時及び国の行事等が展示即売会の営業日と重なった場合、国が使用するものとする。

なお、この場合の代替え日は、甲等と丙が任意又は別途協議して決定する。

エ　展示即売店の営業開始前及び営業終了後は、必ず業務課厚生班事務室内において担当職員に報告するものとする。

別紙様式第１

展　示　即　売　店　売　上　月　計　表

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊芦屋基地司令　殿
（第３術科学校業務部業務課長気付）

住　　所：

事業者名：

令和　　年　　月分

品　　名	単　価	数　量	金　　額
合　計			

注：１　前月分を翌月１０日までに提出してください。
　　２　品名は、できるだけ細かく記入してください。

別紙様式第２

展　示　即　売　店　収　支　計　算　書

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊芦屋基地司令　殿
（第３術科学校業務部業務課長気付）

住　　所：
事業者名：

自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

支出科目	金　額	収入科目	金　額
合　計		合　計	

注：会計年度分を翌年４月末日までに提出してください。